

**ManagedOps UTM
サービス利用規約**

Ver. 1.0
2026年3月30日版

アルテリア・ネットワークス株式会社

第1章 総則

(規約の適用)

- 第1条** アルテリア・ネットワークス株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（以下「事業法」といいます。）その他の法令の規定に基づき、この『ManagedOps UTMサービス利用規約』（料金表を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、これによりManagedOps UTMサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 本規約に定めのない内容もしくは本規約の内容と異なる内容を個別に定める場合は、当該個別の規定が本規約に優先するものとします。

(規約の変更)

- 第2条** 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(用語の定義)

- 第3条** 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

用語	用語の意味
1 利用機器	契約者が本サービスの提供を受けるにあたり選択した第5条（本サービスの利用機器とライセンス）にて定めるルータをいいます。
2 ライセンス	別記に定める利用機器において使用されるソフトウェアの利用権
2 ManagedOps UTM	対象回線においてライセンスにより使用できる機能、性能を付加して通信を利用することができるサービスをいいます。
3 本サービス取扱所	(1) 本サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
4 対象回線	① 『IP通信網サービス契約約款』に定めるインターネットアクセスの品目 ② 『UCOM光オフィスサービス サービス契約約款』に定めるサービス ③ 『UCOM光スタンダードギガビットアクセスサービス契約約款』に定めるサービス ④ 『UCOM光プレミアムギガビットアクセスサービス契約約款』に定めるサービス ⑤ 『UCOM光 フレッツ・アクセスサービス契約約款』に定めるサービス ⑥ 『UCOM光 光ビジネスアクセス ギガプランサービス契約約款』に定めるサービス ⑦ 『UCOM光 光ギガビットアクセス、光マルチアクセスサービス契約約款』に定めるサービス ⑧ 『VECTANT インターネット接続サービス契約約款』に定めるインターネット接続サービス「専用線アクセスサービス」、「iDC 構内アクセスサービス」、「ブロードバンドアクセス」の品目 なお、詳細は別記に定める通りとします。
5 加入契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
6 契約者	当社と加入契約を締結している者をいいます。
7 消費税相当額	消費税法（昭和六十三年十二月三十日法律第八号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 本サービスの利用機器等

(サービスの対象)

第4条 当社は、当社の対象回線の契約者に限り、本サービスを提供します。また、本サービスは、日本国内（離島を除く）の当社が定める区域において提供します。

(本サービスの利用機器とライセンス)

第5条 本サービスにおいては、別記に定める利用機器とライセンスを利用することができます。

(利用機器の設置)

第6条 当社は本サービスの提供にあたり、加入契約に基づき必要な利用機器の設定を行い、契約者が指定した場所内の建物または工作物において利用機器を設置します。当該設置場所の利用において第三者の同意を要する場合には、契約者の責任と負担において当該第三者より同意を取得いただきます。なお、契約者自身が当該設置場所に利用機器を設置する場合も同様とします。

- 2 利用機器の設定作業の内容は、契約者との協議により定めるものとします。なお、当該設定作業は、利用機器の現状の仕様、機能、性能を前提としており、これを逸脱する要求については対応しないものとします。
- 3 利用機器の設定作業の実施は、当社または当社指定の事業者（以下「協力事業者」といいます。）にて行います。
- 4 利用機器の設定完了後、当社の責めに帰さない事由により、利用機器に生じた一切の損害については契約者が負担するものとします。
- 5 利用機器は、当社又は第三者が所有するものであり、契約者は、加入契約の存続する範囲において、自己の責任と負担において利用機器を本サービスの用途においてのみ使用するものとします。
- 6 前項の定めにかかわらず、本サービスの品目、種別次第では、加入契約において利用機器の所有権を契約者に帰属させることを定めることが出来ます。但し、加入契約が存続する限りにおいては、この場合においても、利用機器は本サービスの用途においてのみ使用するものとします。

第3章 契約

(加入契約申込みの方法)

第7条 加入契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う本サービス取扱所に提出して頂きます。

- (1) 本サービスの利用機器
- (2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項
- (3) その他当社が必要とする事項

(加入契約申込みの承諾)

第8条 当社は、加入契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

- 2 当社が、加入契約の申込みを承諾する日は、当社所定の契約申込書を当社が受け付けた日とします。
- 3 当社は、次の場合には、その加入契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき
 - (2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき

- (3) 申込者が、当社が提供するサービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき
 - (5) 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団またはこれらに準ずる反社会的な集団または個人（以下「暴力団等」といいます。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者であるとき、または反社会的勢力であったと判明したとき
- 4 当社は、前項の規定により、本サービスの加入契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ申込者にその理由等を当社所定の方法で通知します。

（加入契約申込みの取消）

第9条 契約者は、当社が加入契約の申込みを承諾した日から、本サービスの提供開始日まで、加入契約の申込みを取消し、解除することができます。（以下この条において「取消」といいます。）この場合、契約者の取消までに当社が負担した利用機器の手配代金、キッティング代、その他導入に要した費用等の実費を契約者に支払っていただきます。ただし、契約者の責めによらない理由により、加入契約の取消があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその一時金が支払われているときは、当社は、その一時金を当社所定の方法により返還します。

（提供開始日および契約期間）

第10条 本サービスの提供開始日は、当社が契約者に対して第21条（利用機器の保守）に定める保守を開始した日とします。

- 2 本サービスの契約期間は、料金表に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、契約期間内（更新後の期間を含みます）に加入契約の解除があった場合は、契約期間の残余期間に対応する基本利用料金、保守料金の額を、当社が定める支払期日までに、一括して支払っていただきます。

（譲渡等）

第11条 契約者は、本規約に基づく権利または義務のいかなる一部についても、第三者に譲渡し、貸与し、または担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

- 2 当社は、本規約に基づき契約者に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡または信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。契約者は加入契約の申込みをもってこれを承諾するものとします。

（ライセンスの変更）

第12条 契約者は、本サービスのライセンス変更の請求をすることができます。

- 2 前項の場合、変更前のライセンスに係る加入契約の解除を行い、変更後のライセンスに係る新たな加入契約の申込みを行う必要があります。変更後の加入契約においては、本サービスの提供開始に係る一時金の支払が必要となる場合があります。
- 3 当社は、本条第1項の請求があったときは、第8条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 4 本条第1項の請求により、契約期間内にライセンス変更に伴う加入契約の解除が発生した場合、第10条（提供開始日および契約期間）3項に定めるとおり、残余期間に対応する基本利用料金、保守料金の額を、当社が定める支払期日までに、一括して支払っていただきます。

（契約者が行う加入契約の解除）

第13条 契約者は、加入契約の全部または一部を解除しようとするときは、加入契約を解除しようとする日の属する月の前月20日までに、そのことを本サービス取扱所に当社所定の書面により通知して頂きます。

(当社が行う加入契約の解除)

第14条 当社は、契約者が加入契約に基づく債務の履行を怠った場合、相当な期間を定めて契約の履行を催告し、その催告期間内に履行がなされない場合、加入契約を解除することが出来ます。

- 2 当社は、契約者に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知、催告なくして直ちに加入契約を解除することが出来ます。
 - (1) 銀行取引停止処分を受けたとき
 - (2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき
 - (3) 破産手続き、民事再生手続き、会社更生手続きの開始の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき
 - (4) 解散の決議をなしたとき
 - (5) 違法行為をなしたとき
 - (6) 本規約に違反したとき
 - (7) 対象回線の契約が解除、終了したとき
 - (8) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき
 - (9) 契約者が、契約者が、暴力団等、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者であるとき、または、反社会的勢力であったと判明したとき
 - (10) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社の業務を妨害したとき、または、妨害するおそれのある行為をしたとき
 - (11) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどしたとき
 - (12) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をしたとき
 - (13) 契約者自ら、または第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をしたとき
- 3 前2項による解除は契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
- 4 当社は、当初当社と契約者が合意の上決定した、利用機器の設置予定日の属する月の翌月末を過ぎても、契約者都合によって本サービスの提供が開始されない場合は加入契約を解除することができます。なお、この場合、第9条(加入契約申込みの取消)に定める費用および解除までの間の本サービスの料金を契約者に支払っていただきます。
- 5 前4項の解除が適用される場合、第23条(料金の支払義務)の規定にかかわらず、12ヶ月分の基本利用料金、保守料金の額を、当社が定める支払期日までに、一括して支払って頂きます。

(委託)

第15条 当社は、加入契約に関する業務の全部または一部を協力事業者に委託することができるものとし、当社は契約者に対し当該協力事業者の行為についての責任を負うものとし、

(本サービス提供の制限)

第16条 当社は、緊急事態その他不測の事態が生じた場合、本サービスにかかわるシステムの保守点検等を行うため、契約者に事前の通知をすることなく本サービスの提供を一時的に制限できるものとし、

(本サービスの変更または終了)

第17条 当社は、利用機器および当該利用機器の修理用部品等の製造中止、終了等により利用機器に対する保守の提供、利用機器の提供の継続が不可能となった場合、本サービスの提供を変更または終了することができるものとし、

- 2 前項のほか、本サービスを継続し難い事由が生じた場合は、当社は本サービスの提供を終了することができるものとし、
- 3 前2項において、本サービスを終了する場合、当社所定の方法で通知します。

(本サービス実施の停止)

第18条 当社は、次の各号の一に該当する場合、当社が定める期間、本サービスの実施を停止できるものとします。

- (1) 契約者に第14条（当社が行う加入契約の解除）の各号に定める事由が発生し、または発生するおそれがあると当社が判断したとき
 - (2) 第三者に損害が発生し、または発生するおそれがあり、本サービスを停止すべきと当社が判断したとき
 - (3) 前各号のほか、本サービスに関する当社の本規約に定める債務の履行に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあるとき
- 2 前項において、当社が本サービスの実施を停止するときは、原則としてその理由、利用停止をする日を当社所定の方法により契約者に通知するものとします。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用機器の亡失、毀損等)

第19条 契約者が本サービスの提供開始日以降、当社又は第三者が所有する利用機器を亡失、毀損等した場合、亡失した利用機器の再購入代金、損傷した利用機器の修理代等として、契約者に料金表に定める一時金を支払っていただきます。ただし、当該損失、毀損が当社の責に帰すべき事由による場合はこの限りではありません。

- 2 前項の場合において、契約者は利用機器の使用の可否にかかわらず、本サービスの提供開始日から利用機器が返還されるまでは、本サービスの料金等の支払義務は免れないものとします。
- 3 天災地変その他の契約者の責に帰さない不可抗力により、利用機器の亡失、毀損等が生じた場合においても、第1項の定めは適用されるものとします。

(利用機器の返還)

第20条 契約者は、その加入契約を解除し、または加入契約を解除された場合、当社指定の方法により当社又は第三者が所有する利用機器を返還するものとします。

- 2 前項において、契約者は、利用機器と共に引き渡された付属品がある場合、当該付属品を前項の利用機器と共に返還するものとします。
- 3 前2項に定める返還に要する送料等の費用は、契約者の負担とします。
- 4 契約者は、利用機器内部に記録された情報等について、契約者の責任において削除するものとし、当社に対し返還、修復、削除または賠償等を請求できないものとします。
- 5 契約者は、第1項および第2項に定める利用機器、付属品につき、加入契約終了後2週間以内に返還しなかった場合、利用機器を亡失、毀損したものとみなし、料金表に定める一時金を支払っていただきます。

第4章 利用機器の保守

(利用機器の保守)

第21条 当社は契約者に対し、当社指定の事業者により、保守のサービスを提供します。

- 2 保守サービスの内容、条件は別記に定めるとおりとします。

第5章 料金等

(本サービスの料金の単価)

第22条 本サービスの料金の単価は、料金表記載のとおりとします。

(料金の支払義務)

第23条 契約者は、本サービスに係る基本利用料金につき、本サービスの提供開始日の属する月の翌月の初日から起算して、加入契約の解除があった日の属する月の末日までの期間（本サービスの提供開始日の属する月と、解除があった日の属する月が同一の月である場合は、その月とします。）について、料金表に規定する料金の支払を要します。

- 2 契約者は、本サービスに係る一時金につき、当社の定める期日までに料金表に規定する料金の支払を要します。
- 3 前2項の場合において、料金表に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

（割増金）

第24条 契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払って頂きます。

（遅延損害金）

第25条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について当社の定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払って頂きます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

（料金の再請求）

第26条 当社は、契約者が料金その他の債務について当社の定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、料金の再請求をするものとします。

- 2 前項の場合において、当社は、再請求業務を第三者に委託することがあります。その際に要した費用は契約者の負担とさせていただきます。

第6章 損害賠償等

（損害賠償）

第27条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上（ただし、契約者から利用機器の異常について申告があり代替機を設置場所に送付する場合の代替機送付の決定から当社の保守対応再開までの時間は当該時間に含めないものとします。）その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。ただし、天災または事変等その他の当社の責めによらない理由によりその本サービスが全く利用できない状態となる場合においては、一切責任を負いません。

- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。ただし、契約者から利用機器の異常について申告があり代替機を設置場所に送付する場合、代替機送付の決定から当社の保守対応再開までの時間は当該時間に含めないものとします。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの基本利用料金に限り、損害を賠償します。なお、当該賠償は、本サービスの料金の減額にて応じます。また、契約者が当該料金の減額の対象となる本サービスが復旧した時点から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。
- 3 第1項の場合において、契約者が所在する建物内の規約または取り決めにより、当社の設置した利用機器の修理もしくは復旧が24時間以内に実施できない場合があります。その場合は、第2項の規定は適用されず、料金の減額の対象時間は当社が当該建物内にて当社の設置した利用機器の修理もしくは復旧作業が可能になった時刻からとなります。
- 4 本条に定めるほか、当社は本サービスの提供に係る損害賠償責任を一切負わないものとします。

(免責)

- 第28条** 当社は、本サービスに係る利用機器その他の設備の設置、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 利用機器の設定につき、設定内容の変更、その他契約者、当社指定の事業者の都合により、設定の完了期日が延長される場合があります。なお、利用機器の設定完了が、契約者の指定する期日より遅延した場合、当該事由が当社の故意、重過失によるものでない限り、当社は遅延により生じた損害に関して一切責任を負わないものとします。
 - 3 当社は、契約者の本サービスの使用目的への適合性、目的の達成の可否に関して何ら保証するものではなく、一切責任を負わないものとします。
 - 4 契約者による本サービスの利用にあたり、第三者からの損害賠償請求、クレーム等が当社になされた場合、当社の責に帰すべき事由である場合を除き、全ては契約者の費用と責任で処理するものとし、当社に生じた損害を補償するものとします。
 - 5 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得たプログラム、ログその他の情報につき、その完全性、可用性、正確性、有用性または適法性につき、一切保証しません。
 - 6 当社は、契約者による本サービスの利用にあたり、第三者からのハッキング、ウィルスその他の不正アクセス等の被害につき、回避、防御、対策の実施およびこれらの効果、効用の保証を行うものではなく、当社は一切の責任を負わないことを契約者は予め容認します。

第7章 雑 則

(契約者の義務)

- 第29条** 契約者は、善良なる管理者の注意をもって、利用機器を維持、管理するものとし、その利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
- (1) 利用機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸その他の処分
 - (2) 利用機器の分解、解析、改造、改変等
 - (3) 利用機器の損壊、破棄等
 - (4) 利用機器の著しい汚損（シール貼付、削切、着色、標示の除去など）
 - (5) 契約外の不正使用
 - (6) 利用機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
 - (7) 利用機器の日本国外持ち出し
 - (8) 利用機器の本来の用途以外の使用
- 2 契約者が、前項の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、当社は契約者に対し当該資産等の帳簿価格に相当する金額の支払を請求することができます。また、この場合、契約者は当該利用機器を直ちに買取るものとします。
 - 3 契約者は、当社が本サービスを遂行する上で必要となる契約者が保有または管理している一切の情報を当社に開示、提供するものとします。

(設置先の変更)

- 第30条** 契約者は、利用機器の設置先の変更を請求することができます。ただし、同一建物内かつ同一グローバル IP を利用する場合に限ります。この場合、契約者は料金表に規定する一時金を支払う必要があります。
- 2 前項に基づく利用機器の設置先の変更の請求する場合、契約者にはそのことを速やかに当社あるいは本サービス取扱所に届け出ていただきます。
 - 3 本サービスは、対象回線と同様に、同一建物外への住所変更の際には、加入契約の解除を行い、変更先の住所で新たに加入契約の申込みが必要となります。この場合、第10条（提供開始日および契約期間）第3項の規定については適用致しません。
 - 4 前項に基づき、変更先の住所で新たに加入契約の申込みを行う場合、本サービスの加入契約における契約期間またはその残余期間の日数にかかわらず、新たな本サービスの加入契約にお

いては、当社が契約者に対して本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月の初日から起算して新たに第10条（提供開始日および契約期間）に定める契約期間を設定します。

（利用機器の設定変更）

第31条 契約者は、契約者自身で利用機器の設定変更は行ってはならないものとします。また、利用機器の設定変更の必要があるときは、別記に定めるサービスの請求を行っていただきます。

（利用機器の設置場所への立入り）

第32条 契約者は、当社または当社指定の事業者による本サービスの実施のため、いつでも利用機器の設置場所およびこれに関連する場所に立ち入り、利用機器の現状、運転、保管状況等を検査することができるようにするものとします。

（不可抗力）

第33条 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、加入契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

2 前項の場合に、当該加入契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

（顧客情報等の保護）

第34条 当社は、加入契約に関連して知り得た申込者、契約者等の顧客情報（以下「顧客情報」といいます。）を、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に開示または漏洩しないものとし、かつ加入契約提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。

- (1) 顧客情報を適切に管理するように契約等により義務づけた業務委託先または提携先に対し、必要な業務を委託する目的で顧客情報を提供するとき
- (2) 提携事業者、協力事業者等に顧客情報を提供するとき
- (3) サービス向上等の目的で顧客情報を集計および分析等するとき
- (4) 前号の集計および分析等により得られたものを、顧客を識別または特定できない態様にて第三者に開示または提供するとき
- (5) その他任意に申込者等の同意を得たうえで顧客情報を開示または利用するとき
- (6) 裁判官の発付する令状により強制処分として搜索・押収等がなされる場合、法律上の照会権限を有する公的機関からの照会（刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）第197条第2項等）がなされた場合その他法令の規定に基づき提供しなければならないとき、または提供することができるとき
- (7) 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性があるとき

（プログラム複製等の禁止）

第35条 契約者は、利用機器の一部を構成するプログラムがある場合、そのプログラムに関して次の行為はしないものとします。

- (1) 有償であると無償であるを問わず、プログラムの全部または一部を第三者に譲渡し、もしくはその再使用权を設定し、または複製し、第三者に使用させること
 - (2) プログラムの全部または一部を複製すること
 - (3) プログラムを変更または改作すること
- 2 契約者は、プログラムの保管あるいは使用に起因して損害が発生したときは、一切の賠償責任を負い、当社に何等の負担もかけないものとします。

（準拠法および管轄）

第36条 本規約に関する準拠法は日本法とします。

2 本規約に関して生じた訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(その他の提供条件)

第37条 加入契約に関するその他の提供条件については、別記および料金表に定めるところによります。

別記

1. 利用機器およびライセンス種別

シリーズ	利用機器	ライセンス種別	
■Type C Check Point Quantum Spark 2500シリーズ / Check Point Quantum Spark 1600/1800	Check Point Quantum Spark 2530	NGTP ・ファイアウォール ・IPS（侵入防止） ・アンチウイルス ・アンチスパム ・URLフィルタリング ・アプリ制御 ・アンチボット 上記の機能が利用できるライセンス	NGTX ・ファイアウォール ・IPS（侵入防止） ・アンチウイルス ・アンチスパム ・URLフィルタリング ・アプリ制御 ・アンチボット ・サンドボックス 上記の機能が利用できるライセンス ※Check Point Quantum Spark 1600/1800はNGTXのみ
	Check Point Quantum Spark 2550		
	Check Point Quantum Spark 2560		
	Check Point Quantum Spark 2570		
	Check Point Quantum Spark 2580		
	Check Point Quantum Spark 1600		
	Check Point Quantum Spark 1800		
■Type F FortiGate	FortiGate-50G	単体 ・ファイアウォール ・アプリ制御	UTPバンドル ・ファイアウォール ・IPS（侵入防止） ・アンチウイルス ・アンチスパム ・URLフィルタリング ・アプリ制御 ・アンチボット ・サンドボックス
	FortiGate-70G		
	FortiGate-90G		
	FortiGate-120G		
	FortiGate-200G		
	FortiGate-400F		
	FortiGate-700G		
■Type V VSR	VSRn100	セキュリティプラン ・ファイアウォール（ローカルブレイクアウト込） ・セキュリティレポート <以下は、オプション提供> ・IDS/ADS ・ウィルスプロテクション ・URLフィルタ	
	VSRn200		
	VSRn400		
	VSRn400 10G2F		
	VSRn400 10G2FC		
	VSRn400 10G2C		
	VSRn1000 10G4F		

	VSRn1000 10G4C	<ul style="list-style-type: none"> ・ロードバランサ (L4) ・ロードバランサ (L7) ・LAN監視 ・リモートVPN ・リモートVPN IPsec ・拠点間VPN ・セカンドHQ ・VPN for Amazon VPC ・VPN for Azure ・VPN for GCP ・マルチホーミング(公開サーバ無) ・マルチホーミング(公開サーバ有) ・ホットスタンバイ
--	----------------	--

2. 対象回線

対象回線の内容は、以下の通りとする。(全 Type 共通)

- ・ UCOM 光 光ビジネスアクセス
- ・ UCOM 光 光ビジネスアクセスギガプラン
- ・ UCOM 光 光マルチアクセス
- ・ UCOM 光 スタンダードギガビットアクセス
- ・ UCOM 光 プレミアムギガビットアクセス
- ・ UCOM 光 ファストギガビットアクセス
- ・ UCOM 光 フレッツ・アクセス
- ・ UCOM 光 光アクセス (N)
- ・ VECTANT ブロードバンドアクセス (NTT フレッツ各品目)
- ・ VECTANT ブロードバンドアクセス (光アクセス(N) バンドルタイプ PPPoE 品目)
- ・ ビジネスアクセス SB
- ・ KDDI イーサシェアライト
- ・ 光アクセス (R) プラン C
- ・ 光アクセス (R) プラン Q
- ・ ビジネスアクセス OP
- ・ 専用線アクセスサービス(インターネット)
- ・ iDC 構内アクセスサービス専有型(インターネット)
- ・ iDC 構内アクセスサービス共有型(インターネット)

3. 保守サービス

(1) Type C

保守サービスの内容は、以下の通りとする。

■保守条件

当社は、株式会社宝情報が以下のURLに定める「宝情報サービス契約約款」および「【TJ Care】Check Point UTM (SMB向け) サービス仕様書 1.0版」に基づく利用機器に係る保守サービスを提供します。

URL : <https://takarajoho.co.jp/yakkan25/>

※保守サービスは、株式会社宝情報(以下「宝情報」という)より提供されます。

※当社は、契約者からの問い合わせ、保守サービスに係る依頼等につき、受付を行い契約者に代わり宝情報へ依頼するものとします。なお、保守サービスに係る瑕疵、損害、トラブル等については、当社は宝情報へ繰り返し依頼することのみ責任を負うものであり、保守サービスの成果、結果、瑕疵、債務不履行またはこれに基づき生じた損害等につき、一切保証するものではなく、責任を負わないものとします。

■受付窓口

【VECTANTカスタマーサポートセンター】

受付方法：電話またはメール

受付時間：24時間365日

■UCOM光サポートプラスサービス

以下の対象回線については、別途、UCOM光サポートプラスの申し込みをしていただきます。当該サービスは、UCOM光サポートプラスサービス規約に従い提供いたします。

UCOM光 光ビジネスアクセス

UCOM光 フレッツアクセス

UCOM光 スタンダードギガビットアクセス

UCOM光 プレミアムギガビットアクセス

UCOM光 光マルチアクセス

UCOM光 光ギガビットアクセス

UCOM光 光アクセス (N)

(2) Type V

■保守条件

当社は、契約者が取扱説明書等に基づき適切な方法で利用機器を使用しているにもかかわらず当該利用機器が正常に作動しなくなった場合、仕様書に定める保守を行うものとします。

※利用機器に発生した障害が次の各号の一に起因する場合、当該障害は本規約における保守の適用外とします。

- (1) 当社もしくは協力事業者以外の者が利用機器に保守または改造を行ったとき
- (2) 契約者が、利用機器の取扱説明書に基づかない使用または取扱を行ったとき
- (3) 前号のほか契約者の責めに帰すべき事由によるとき
- (4) 天災地変等の不可抗力が発生したとき

※前項の規定にかかわらず、利用機器の障害の保守が可能であると当社が判断する場合、契約者は当社に対し保守を請求することができます。

※前項の場合には、料金表に規定する一時金を支払っていただきます。

※当社は、利用機器の異常を把握し、利用機器交換の必要があると判断した場合、代替機を提供します。

※その他、当該Typeの保守条件にかかる当社の責任の範囲等については、第27条（損害賠償）、第28条（免責）の規定に従います。

※保守サービスは、バリオセキュア株式会社より提供されます。

■受付窓口

【VECTANTカスタマーサポートセンター】

受付方法：電話またはメール

受付時間：24時間365日

■UCOM光サポートプラスサービス

以下の対象回線については、別途、UCOM光サポートプラスの申し込みをしていただきます。当該サービスは、UCOM光サポートプラスサービス規約に従い提供いたします。

UCOM光 光ビジネスアクセス

UCOM光 フレッツアクセス

UCOM光 スタンダードギガビットアクセス

UCOM光 プレミアムギガビットアクセス

UCOM光 光マルチアクセス
UCOM光 光ギガビットアクセス
UCOM光 光アクセス (N)

(3) Type F

■保守条件

当社は、契約者に対し、機器のリモート監視およびリモート設定、機器障害時の保守作業、月次監視レポートサービスの提供を行います。なお、詳細は仕様書に定めるものとします。

※次の各号の作業については、保守サービスに含まれません。

- (1) 設備の増設、移転、改造、撤去、取替え等の変更工事
- (2) 契約者の責めに帰すべき事由による故障、破損等
- (3) 消耗品の交換
- (4) 天災地変または異常電圧等外部要因に起因する故障及び損傷等
- (5) その他上記各号に類する事項
- (6) 契約者の希望によるOSバージョンアップ作業

※ただし、前各号の定めにかかわらず、セキュリティ上の脆弱性への対応その他、安全性・安定性を維持するために当社が必要と判断するOSまたはソフトウェアのバージョンアップ作業については、本サービスの範囲に含まれるものとする。

※当社は、本規約に定める他、次の各号にかかる契約者の損害についても、一切責任と負担を負いません。

- (1) 利用機器の保守作業において、契約者の責に帰すべきシステムの停止により生じた損害
- (2) 契約者が、事前に当社と協議することなく、利用機器について、移設、変更、撤去又は改造等をした結果生じた損害
- (3) 第29条（契約者の義務）に定める事項を契約者が遵守していなかったことにより生じた一切の損害
- (4) 利用機器自体の故障、不備により生じた一切の損害
- (5) 事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失、その他一切の間接損害

※その他、当該Typeの保守条件にかかる当社の責任の範囲等については、第27条（損害賠償）、第28条（免責）の規定に従います。

※保守サービスは、株式会社ネットワークバリューコンポーネンツより提供されます。

■受付窓口

【VECTANTカスタマーサポートセンター】

受付方法：電話またはメール

受付時間：24時間365日

■UCOM光サポートプラスサービス

以下の対象回線については、別途、UCOM光サポートプラスの申し込みをしていただきます。当該サービスは、UCOM光サポートプラスサービス規約に従い提供いたします。

UCOM光 光ビジネスアクセス
UCOM光 フレッツアクセス
UCOM光 スタンダードギガビットアクセス
UCOM光 プレミアムギガビットアクセス
UCOM光 光マルチアクセス
UCOM光 光ギガビットアクセス
UCOM光 光アクセス (N)

4. 利用場所変更、設定変更

利用機器の設置場所を変更する場合、または設定を変更する場合、以下の通りとする。

種別	内容
利用場所変更	同一建物内の利用機器の設置場所の変更、およびこれに要する利用機器の設定変更を行います。ただし、この場合は同一グローバルIPを利用する case に限ります。
	同一建物外への回線の移転を伴う利用機器の設置場所の変更、およびこれに要する利用機器の設定変更を行います。ただし、この場合は解約新規とさせていただきます。
設定変更（リモート）	利用機器の設定変更を行います。当社の定めるところによりリモートにて設定変更が可能な場合のみ、リモートにて対応します。

5. その他

本サービスはシングル構成または冗長構成にて提供いたします。

シングル構成にて提供する場合、加入契約の単位は、1の利用機器ごとに1の加入契約を締結します。ただし、冗長構成にて提供する場合、加入契約は2の利用機器ごとに1の加入契約を締結します。

また、各加入契約において、シングル構成から冗長構成、冗長構成からシングル構成へ変更を行う場合、当該加入契約を一度解除し、再度ご契約いただく必要があります。

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う基本利用料金は、暦月に従って計算します。
また、提供開始日が属する月は、当社は契約者にサービス提供開始に係る一時金のみ請求するものとし、基本利用料金は請求しないものとします。以降、契約者は当社に所定の期日に基本利用料金を支払うものとします。
解除日が属する月については、日割り計算は行わず、当社は契約者に基本利用料金満額を請求するものとします。

(利用料金の日割)

- 2 当社は、基本利用料金等を利用日数について日割しません。

(端数処理)

- 3 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払)

- 4 契約者は、料金その他の債務に関する費用について、支払期日までに、本サービス取扱所または当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。この場合において、契約者は、振込手数料を負担していただきます。

(消費税相当額の加算)

- 5 本規約の規定により料金その他の債務の支払を要するものとされている額は、料金表に定めるものとし、消費税相当額を加算した額を請求するものとします。ただし、第10条（提供開始日および契約期間）に規定する料金ならびにその他料金表にて課税対象外である旨を明示した料金については、この限りではありません。

Check Point Quantum Spark 2560 NGTX (シングル構成)	1年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
Check Point Quantum Spark 2560 NGTX (冗長構成)	1年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
Check Point Quantum Spark 2570 NGTX (シングル構成)	1年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
Check Point Quantum Spark 2570 NGTX (冗長構成)	1年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
Check Point Quantum Spark 2580 NGTX (シングル構成)	1年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
Check Point Quantum Spark 2580 NGTX (冗長構成)	1年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
Check Point Quantum Spark 1600 NGTX (シングル構成)	1年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
Check Point Quantum Spark 1600 NGTX (冗長構成)	1年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
Check Point Quantum Spark 1800 NGTX (シングル構成)	1年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
Check Point Quantum Spark 1800 NGTX (冗長構成)	1年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
備考				
1. 契約期間の変更はできません。				
2. 契約期間満了月の前月 20 日までに、当社所定の書面により、当社への終了の旨の通知がない場合、契約期間は、1年間自動的に更新し、以後同様とします。				
3. 利用機器の契約期間は、ライセンス/保守の契約期間と同じ契約期間をご契約いただく必要があります。				

1-2 ライセンス/保守料金

利用機器	契約期間	更新期間	単位	料金
Check Point Quantum Spark 2530 NGTP ライセンス+24/365 保守 (シングル構成)	1年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
Check Point Quantum Spark 2530 NGTP ライセンス+24/365 保守 (冗長構成)	1年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1加入契約ごとに月額	個別見積

Check Point Quantum Spark 2560 NGTX ライセンス+24/365 保守 (シングル構成)	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
Check Point Quantum Spark 2560 NGTX ライセンス+24/365 保守 (冗長構成)	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
Check Point Quantum Spark 2570 NGTX ライセンス+24/365 保守 (シングル構成)	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
Check Point Quantum Spark 2570 NGTX ライセンス+24/365 保守 (冗長構成)	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
Check Point Quantum Spark 2580 NGTX ライセンス+24/365 保守 (シングル構成)	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
Check Point Quantum Spark 2580 NGTX ライセンス+24/365 保守 (冗長構成)	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
Check Point Quantum Spark 1600 NGTX ライセンス+24/365 保守 (シングル構成)	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
Check Point Quantum Spark 1600 NGTX ライセンス+24/365 保守 (冗長構成)	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
Check Point Quantum Spark 1800 NGTX ライセンス+24/365 保守 (シングル構成)	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
Check Point Quantum Spark 1800 NGTX ライセンス+24/365 保守 (冗長構成)	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積

備考

1. 契約期間の変更はできません。
2. 契約期間満了月の前月 20 日までに、当社所定の書面により、当社への終了の旨の通知がない場合、契約期間は、1 年間自動的に更新し、以後同様とします。
3. ライセンス/保守の契約期間は、利用機器の契約期間と同じ契約期間をご契約いただく必要があります。

2. Type F

2-1 利用機器料金

利用機器	契約期間	更新期間	単位	料金
FortiGate-50G (シングル構成)	1年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
FortiGate-50G (冗長構成)	1年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
FortiGate-70G (シングル構成)	1年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
FortiGate-70G (冗長構成)	1年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
FortiGate-90G (シングル構成)	1年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
FortiGate-90G (冗長構成)	1年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
FortiGate-120G (シングル構成)	1年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
FortiGate-120G (冗長構成)	1年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
FortiGate-400F (シングル構成)	1年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
FortiGate-400F (冗長構成)	1年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
FortiGate-700G (シングル構成)	1年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
FortiGate-700G (冗長構成)	1年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	3年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	5年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
備考				
1. 契約期間の変更はできません。				
2. 契約期間満了月の前月 20 日までに、当社所定の書面により、当社への終了の旨の通知がない場合、契約期間は、1 年間自動的に更新し、以後同様とします。				
3. 利用機器の契約期間は、ライセンス/保守の契約期間と同じ契約期間をご契約いただく必要があります。				

2-2 ライセンス/保守料金

利用機器	契約期間	更新期間	単位	料金
FortiGate-50G	1年間	1年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積

24/365 保守 (シングル構成)	5 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
FortiGate-90G	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
UTP バンドルライセンス+	3 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
24/365 保守 (冗長構成)	5 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
FortiGate-120G	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
UTP バンドルライセンス+	3 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
24/365 保守 (シングル構成)	5 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
FortiGate-120G	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
UTP バンドルライセンス+	3 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
24/365 保守 (冗長構成)	5 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
FortiGate-400F	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
UTP バンドルライセンス+	3 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
24/365 保守 (シングル構成)	5 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
FortiGate-400F	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
UTP バンドルライセンス+	3 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
24/365 保守 (冗長構成)	5 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
FortiGate-700G	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
UTP バンドルライセンス+	3 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
24/365 保守 (シングル構成)	5 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
FortiGate-700G	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
UTP バンドルライセンス+	3 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
24/365 保守 (冗長構成)	5 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
備考				
1. 契約期間の変更はできません。				
2. 契約期間満了月の前月 20 日までに、当社所定の書面により、当社への終了の旨の通知がない場合、契約期間は、1 年間自動的に更新し、以後同様とします。				
3. ライセンス/保守の契約期間は、利用機器の契約期間と同じ契約期間をご契約いただく必要があります。				

3. Type V

3-1 基本料金 (利用機器/ライセンス/保守料金)

利用機器	契約期間	更新期間	単位	料金
VSR n100	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
VSR n200	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
VSR n400	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
VSR n400(10G2F)	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
VSR n400(10G2FC)	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
VSR n400(10G2C)	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
VSR n1000	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
VSR n1000(10G4F)	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
VSR n1000(10G4C)	1 年間	1 年間	1 加入契約ごとに月額	個別見積
備考				
1. 契約期間の変更はできません。				
2. 契約期間満了月の前月 20 日までに、当社所定の書面により、当社への終了の旨の通知がない場合、契約期間は、1 年間自動的に更新し、以後同様とします。				
3. ファイアウォール(ローカルブレイクアウト込) およびセキュリティレポートが含まれています。				

3-2 オプションサービス利用料金

サービスプラン	利用機器	契約期間	更新期間	単位	料金
セキュリティ プラン <IDS/ADS>	VSR n200	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400(10G2F)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400(10G2FC)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400(10G2C)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000(10G4F)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000(10G4C)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
セキュリティ プラン <ウイルス プロテクション>	VSR n100	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n200	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400(10G2F)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400(10G2FC)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400(10G2C)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000(10G4F)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000(10G4C)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
セキュリティ プラン <URL フィルタ>	VSR n100	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n200	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400(10G2F)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400(10G2FC)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400(10G2C)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000(10G4F)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000(10G4C)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
セキュリティ プラン <ロードバランサ (L4)>	VSR n200	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400(10G2F)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400(10G2FC)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400(10G2C)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000(10G4F)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000(10G4C)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
セキュリティ プラン <ロードバランサ (L7)>	VSR n400	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400(10G2F)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400(10G2FC)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400(10G2C)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000(10G4F)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000(10G4C)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
セキュリティ プラン <LAN 監視>	VSR n100	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n200	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400(10G2F)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400(10G2FC)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400(10G2C)	1年間	1ヶ月	1 加入契約ごとに月額	個別見積

	VSR n1000 (10G4F)	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000 (10G4C)	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
セキュリティ プラン <VPN for GCP>	VSR n100	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n200	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400 (10G2F)	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400 (10G2FC)	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000 (10G4F)	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000 (10G4C)	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
セキュリティ プラン <マルチ ホーミング 公開サーバ無>	VSR n100	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n200	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400 (10G2F)	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400 (10G2FC)	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000 (10G4F)	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000 (10G4C)	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
セキュリティ プラン <マルチ ホーミング 公開サーバ有>	VSR n200	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400 (10G2F)	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400 (10G2FC)	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000 (10G4F)	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000 (10G4C)	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
マルチ ホーミング用 ドメイン管理費	全機種共通	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
セキュリティ プラン <ホット スタンバイ>	VSR n200	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400 (10G2F)	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n400 (10G2FC)	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000 (10G4F)	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
	VSR n1000 (10G4C)	1年間	1ヶ月	1加入契約ごとに月額	個別見積
備考					
1. 契約期間の変更はできません。					
2. 契約期間満了月の前月 20 日までに、当社所定の書面により、当社への終了の旨の通知がない場合、契約期間は、1 ヶ月間自動的に更新し、以後同様とします。					
3. リモートVPNおよびリモートVPN IPsecは、ユーザ数によって費用が異なります。 ユーザ数の単位は、10、25、50、100、150、200、250、300、350、400、450、500、500以降100毎となります。					
4. セカンドHQのご利用時は、拠点間VPNオプションが必須となります。					
5. マルチホーミング(公開サーバ有り)でお申込みいただく場合、1ドメイン毎にドメイン管理費が発生します。					

第2表 本サービスに関する一時金

1. Type C

利用機器	品目	単位	料金
Check Point Quantum Spark (全機種共通) (シングル構成)	初期費用	1加入契約ごとに	個別見積
	導入支援費用	1加入契約ごとに	個別見積
	ラッキング設置費用	1加入契約ごとに	個別見積
Check Point Quantum Spark (全機種共通) (冗長構成)	初期費用	1加入契約ごとに	個別見積
	導入支援費用	1加入契約ごとに	個別見積
	ラッキング設置費用	1加入契約ごとに	個別見積
Check Point Quantum Spark 2530	機器の亡失・ 毀損に係る費用	1台ごとに	個別見積
Check Point Quantum Spark 2550	機器の亡失・ 毀損に係る費用	1台ごとに	個別見積
Check Point Quantum Spark 2560	機器の亡失・ 毀損に係る費用	1台ごとに	個別見積
Check Point Quantum Spark 2570	機器の亡失・ 毀損に係る費用	1台ごとに	個別見積
Check Point Quantum Spark 2580	機器の亡失・ 毀損に係る費用	1台ごとに	個別見積
Check Point Quantum Spark 1600	機器の亡失・ 毀損に係る費用	1台ごとに	個別見積
Check Point Quantum Spark 1800	機器の亡失・ 毀損に係る費用	1台ごとに	個別見積
備考			
<p>1. 初期費用はオンサイト機器設置費用を含みます。対応時間帯は平日9:00から19:00の間となります。その他日時で設置作業をご希望の場合は別途ご相談ください。</p> <p>2. 機器に設定する各種セキュリティポリシーの代行作成やお客様環境の確認が必要な場合に導入支援費用がかかります。</p> <p>3. Check Point Quantum Spark 1600および1800のラッキング設置を行う場合、初期費用にラッキング作業費用が含まれます。その他機器でラック設置が必要な場合は、別途ラッキング設置費用がかかります。</p>			

2. Type F

利用機器	品目	単位	料金
FortiGate (全機種共通) (シングル構成/冗長構成)	初期費用	1加入契約ごとに	個別見積
	SFPモジュール初期費用	1加入契約ごとに	個別見積
	ラックマウントキット費用	1加入契約ごとに	個別見積
	設定変更に係る費用	1設定変更毎に	個別見積
FortiGate-50G	機器の亡失・ 毀損に係る費用	1台ごとに	個別見積
FortiGate-70G	機器の亡失・ 毀損に係る費用	1台ごとに	個別見積
FortiGate-90G	機器の亡失・ 毀損に係る費用	1台ごとに	個別見積
FortiGate-120G	機器の亡失・ 毀損に係る費用	1台ごとに	個別見積

FortiGate-400F	機器の亡失・ 毀損に係る費用	1台ごとに	個別見積
FortiGate-700G	機器の亡失・ 毀損に係る費用	1台ごとに	個別見積
備考 1. 初期費用はオンサイト機器設置費用を含みます。ご希望の時間帯にオンサイト機器設置を実施いたします。			

3. Type V

利用機器	品目	単位	料金
VSR (全機種共通)	基本サービス初期費用	1 加入契約ごとに	個別見積
	オンサイト機器設置費用	1 回ごとに	個別見積
	時間外リモート設定作業費用	1 回ごとに	個別見積
	光対応 L2 スイッチ (1G) 費用	1 台ごとに	個別見積
	光対応 L2 スイッチ (10G) 費用	1 台ごとに	個別見積
	設定変更費用	1 設定変更毎に	個別見積
	リモート VPN 初期費用	1 加入契約ごとに	個別見積
	リモート VPN IPsec 初期費用	1 加入契約ごとに	個別見積
	マルチホーミング用ドメイン 管理費用	1 ドメインごとに	個別見積
	セキュリティレポートカスタ マイズ費用	1 回依頼ごとに	個別見積
	IDS/ADS 初期費用	1 加入契約ごとに	個別見積
	ウィルスプロテクション初期費用	1 加入契約ごとに	個別見積
	URL フィルタ初期費用	1 加入契約ごとに	個別見積
	ロードバランサ (L4) 初期費用	1 加入契約ごとに	個別見積
	ロードバランサ (L7) 初期費用	1 加入契約ごとに	個別見積
	LAN 監視初期費用	1 加入契約ごとに	個別見積
	拠点間 VPN 初期費用	1 加入契約ごとに	個別見積
	セカンド HQ 初期費用	1 加入契約ごとに	個別見積
	VPN for Amazon VPC 初期費用	1 加入契約ごとに	個別見積
	VPN for Azure 初期費用	1 加入契約ごとに	個別見積
	VPN for GCP 初期費用	1 加入契約ごとに	個別見積
	マルチホーミング (公開サーバ 無) 初期費用	1 加入契約ごとに	個別見積
	マルチホーミング (公開サーバ 有) 初期費用	1 加入契約ごとに	個別見積
ホットスタンバイ初期費用	1 加入契約ごとに	個別見積	
機器の亡失・ 毀損に係る費用	1 台ごとに	個別見積	
備考 1. ご希望の時間帯にオンサイト機器設置を実施いたします。 2. 対応時間と場所によっては、別途、交通費と宿泊費を請求させていただくことがあります。 3. 設定変更費用は月4回を超過して設定変更が発生した場合に請求いたします。 4. VSRn100は、IDS/ADS初期費用、ロードバランサ(L4) (L7)、マルチホーミング (公開サーバ有) およびホットスタンバイは対象外です。 5. VSRn200は、IDS/ADS初期費用、ロードバランサ(L7) 対象外です。			

附 則

(実施期日)

- 1 本規約は、2026年3月30日から有効となります。